

○宮崎大学研究・産学地域連携推進機構専任教員選考規程

〔令和4年9月22日  
制 定〕

改正 令和5年6月19日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構規則（以下「規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、宮崎大学研究・産学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の専任教員（テニュアトラック推進室の教員を除く。）の選考について必要な事項を定めるものとする。
- 2 専任教員の選考については、国立大学法人宮崎大学教員選考規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考)

- 第2条 専任教員の選考は、規則第15条に定める宮崎大学研究・産学地域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）の議に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

- 第3条 連携推進会議に、機構専任教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

- 第4条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 機構長
  - (2) 副機構長及び部門長の中から選出された委員 3人

(委員長)

- 第5条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(選考方法)

- 第6条 専任教員候補者の選考は、公募によることを原則とする。

(候補適任者の選出)

- 第7条 選考委員会は、候補者について、3分の2以上の委員が出席する同委員会において審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得た場合、候補適任者として連携推進会議に推薦する。

(候補者の選定)

- 第8条 連携推進会議は、前条の規定により推薦された候補適任者について審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得て専任教員候補者（以下「候補者」という。）を選定する。
- 2 連携推進会議は、前項により選定した候補者を学長に推薦する。

(事務)

- 第9条 選考委員会の事務は、機構事務部研究推進課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に採用のための選考を開始し、施行日以後に雇用される教員は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。